

成年後見制度

判断能力が不十分になる前に → **任意後見制度** 将来、判断能力が不十分になった場合に備えて、「誰に」「どのような支援をしてもらうのか」をあらかじめ契約により決めておく。

判断能力がすでに不十分 → **法定後見制度** 親族等が家庭裁判所に審判の申立てをすれば、本人の判断能力に応じて「後見」「保佐」「補助」の3つの制度を利用できる。

	後見	保佐	補助
本人の判断能力の程度	判断能力がないため、自分の財産を管理・処分することができない	判断能力が著しく不十分で、自分の財産を管理・処分する際に、常に援助が必要	判断能力が不十分で、援助が必要な場合がある
申立ができる人(申立人)	本人、配偶者、4親等内の親族(親や子や孫などの直系の親族、兄弟姉妹、おじ、おば、甥、姪、いとこ、配偶者の親・子・兄弟姉妹など)、市区町村長、検察官		
医師による鑑定	原則として必要	原則として必要	原則として不要
取消権(後見人等の同意なく行った契約を取り消す権利)の範囲	全て	民法13条1項が定める重要な財産行為およびその他家庭裁判所が別途定めた行為	民法13条1項が定める重要な財産行為の中から、家庭裁判所が別途定める一部の行為(本人の同意が必要)
代理権(本人に代わって、本人のために契約等を行う権利)の範囲	全て	申立の範囲で、家庭裁判所が定めた特定の行為に関して代理できる(本人の同意が必要)	申立の範囲で、家庭裁判所が定めた特定の行為に関して代理できる(本人の同意が必要)

※日用品の購入等日常生活に関する行為は取り消せない ※一身専属的な身分行為(遺言、婚姻、認知等)は取消権、代理権の対象外

民法13条1項が定める重要な行為とは？

- ① 預貯金を払い戻すこと
- ② 金銭を貸し付ける、あるいは借りる、保証人になること
- ③ 不動産などの重要な財産の売買、担保権設定、賃貸借をすること
- ④ 訴訟行為をすること
- ⑤ 贈与、和解または仲裁合意をすること
- ⑥ 相続を承認・放棄したり、遺産分割をすること
- ⑦ 贈与や遺贈を拒絶したり、不利な条件でのそれらを受け取ること
- ⑧ 新築、改築、増築や大修繕をすること
- ⑩ 民法第602条の一定期間を超える賃貸借契約をすること



監修: 武内優宏
 弁護士
 1980年生まれ。早稲田大学政治経済学部卒業。2007年弁護士登録後、2011年に法律事務所アルシエン開設。遺言、相続に関する案件や「終活」に関する法的問題を多く扱っている。著書に、「誰も教えてくれなかった『ふつうのお宅』の相続対策ABC」など。

シニアのための法律相談

安心を手配する

成年後見制度って、何？

一男 先生、実家の母親のことでご相談があります。認知症の初期の段階という診断で、社会的な刺激が多い方がよいからと、医師からはデイサービスの利用を勧められました。ところが、その話をするために実家に顔を出している時に、高級羽毛布団セットが届いて…。使っていない布団もたくさんあるのに、テレビショッピングで頼んでしまったようなのです。他にも不要な物をたくさん買っているようです。そんなに頻繁に顔は出せませんし、手狭なわが家に母を引き取ることも不可能です。どうしたものかと。

弁護士 成年後見制度を活用してはどうですか？

一男 先生、実家の母親のことでご相談があります。認知症の初期の段階という診断で、社会的な刺激が多い方がよいからと、医師からはデイサービスの利用を勧められました。ところが、その話をするために実家に顔を出している時に、高級羽毛布団セットが届いて…。使っていない布団もたくさんあるのに、テレビショッピングで頼んでしまったようなのです。他にも不要な物をたくさん買っているようです。そんなに頻繁に顔は出せませんし、手狭なわが家に母を引き取ることも不可能です。どうしたものかと。

一男 任意後見制度と法定後見制度の違いは？

弁護士 すでに本人の判断能力が低下してしまった後に、親族等が家庭裁判所に申し立てて、後見人等を定めてもらうのが「法定」後見です。本人の判断能力の程度によって「後見」「保佐」「補助」のいずれかの制度を利用することになりますが、それぞれにサポートできる範囲が異なります。判断能力がないために自分の財産を管理・処分することができない人が利用する「後見」の場合は、後見人の同意なく行った契約等を取り消すことができる「取消権」、本人に代わって契約等を行う「代理権」が認められています。一方、「保佐」や「補助」の場合は、取消権や代理権の範囲が家庭裁判所が定めた行為等に、限定されます。

一方、「任意」後見制度の場合は文字通り、本人が任意で後見人の候補者を定め、その人との間であらかじめ契約を

取り交わし、法務局に登記しておく制度です。判断能力の低下後、裁判所に申し立て、任意後見監督人が選任された時点で任意後見契約が発効します。任意後見は、「誰に」「どのような支援をしてもらうのか」を本人が決めることができる、というメリットがありますが、法定後見人には認められていない取消権が認められていません。つまり、判断能力が不十分になって不要な物などを購入してしまいがちになっても、成年後見人がそれを取り消すことはできないわけです。